

和歌山県子ども読書活動推進計画 (第三次)



平成26年3月

和歌山県教育委員会

〈目 次〉

第1章 本計画改定に当たって	1
1 改定の目的	1
2 第二次計画期間における成果と課題	2
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	2
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	3
ア 県立図書館における取組	3
イ 市町村立図書館・図書室における取組	4
<取組事例>	5
(ア) 田辺市立図書館	5
(イ) 岩出市立岩出図書館	5
(ウ) 有田川町立金屋図書館	5
<公立図書館の状況>	6
(3) 学校等における子ども読書活動の推進	6
ア 幼稚園・保育所等	6
イ 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等	7
(ア) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実	7
(イ) 障害のある子どもの読書活動の推進	7
(ウ) 家庭・地域の連携による読書活動の推進	8
(エ) 学校図書館の機能強化	8
(オ) 学校図書館の資料、設備・施設の整備・充実	8
(カ) 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進	9
(4) 民間団体の活動に対する支援	9
(5) 啓発・広報等の推進	9
第2章 基本方針及び推進体制	11
1 基本方針	11
(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実	11
(2) 家庭、地域、学校の連携による社会全体での取組の推進	11
(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報	11
2 推進体制	11
(1) 県における推進体制	11
(2) 市町村との連携・協力体制の強化と推進計画策定の働きかけ	12
(3) 民間団体との連携・協力の促進	12
第3章 子どもの読書活動推進のための方策	13
1 家庭における子どもの読書活動の推進	13
(1) 子どもの読書活動の推進における家庭の役割	13
(2) 家庭における取組	13
2 地域における子どもの読書活動の推進	13
(1) 図書館の役割	13
(2) 県立図書館における取組	14
ア 読書活動に関する情報提供	14
イ 市町村立図書館・図書室や関係機関等との連携協力	14
(ア) 図書館相互や関係機関等との連携協力	14
(イ) 市町村立図書館・図書室への支援	14

ウ	学校図書館との連携協力	15
エ	県立図書館の資料の充実	15
	(ア) 児童図書	15
	(イ) 児童文学研究図書	15
	(ウ) ヤングアダルト図書	15
	(エ) 貸出文庫	15
オ	児童サービスの充実	16
カ	障害のある子どもへのサービスの充実	16
キ	図書館評価の実施	16
(3)	県内市町村立図書館・図書室における取組	16
3	学校等における子どもの読書活動の推進	17
(1)	幼稚園・保育所等	17
	ア 子どもの読書活動の推進における幼稚園・保育所等の役割	17
	イ 幼稚園・保育所等における取組	17
	(ア) 絵本や物語に親しむ活動の充実	17
	(イ) 保護者への啓発	17
	(ウ) 異年齢交流	17
(2)	小学校・中学校・高等学校等	18
	ア 子どもの読書活動の推進における学校の役割	18
	イ 学校における取組	18
	(ア) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実	18
	(イ) 障害のある子どもの読書活動の推進	19
	(ウ) 家庭・地域との連携による読書活動の推進	19
(3)	学校図書館の機能強化	20
	ア 学校図書館の資料、施設等の整備・充実	20
	(ア) 学校図書館資料の整備・充実	20
	(イ) 学校図書館施設の整備・充実	20
	(ウ) 学校図書館の情報化	20
	イ 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進	21
	(ア) 司書教諭の配置	21
	(イ) 学校図書館担当職員（学校司書）の配置	21
4	民間団体の活動に対する支援	22
(1)	子どもの読書活動の推進における民間団体の役割	22
(2)	民間団体の活動に対する支援	22
5	普及啓発活動	22
(1)	普及啓発活動の推進	22
	ア 「子ども読書の日」を中心とした普及啓発の推進	22
	イ 各種情報の収集・提供	23
(2)	優れた取組の奨励及び優良な図書の普及	23
【参考資料】		
資料1	各市町村における「読書活動推進計画」の制定・実施状況 未就学児とその保護者に対する読書活動支援に関する調査	27
資料2	県・市町村立図書館施設一覧	28
資料3	都道府県別図書館設置率	29
資料4	平成24年度県内学校図書館の現状に関する調査	30

第1章 本計画改定に当たって

1 改定の目的

現代を生きる子どもたちは、テレビやゲーム、インターネット、携帯電話等の様々な情報メディアに囲まれて生活しています。これらの情報メディアの発達と普及に合わせ、子どもたちの興味や関心も多様化し、生活習慣も大きく変化しました。それにともない、本に接する機会や、読書の楽しさにふれる機会が減少し、子どもたちの「活字離れ」や「読書離れ」が指摘されています。

平成24年5月に行われた、全国学校図書館協議会と毎日新聞社による「第58回読書調査」によると、1か月の平均読書量は、小学生が10.5冊、中学生が4.2冊、高校生が1.6冊となっています。5年前の調査では、小学生は9.4冊、中学生が3.4冊、高校生が1.6冊であったことと比較すると、小学生、中学生で増加したものの、依然学年が上がるにつれて、読書量が減少する傾向がみられます。また、1か月に1冊も本を読まなかった不読者の割合（不読率）は、小学生は4.5%（5年前の調査では4.5%）、中学生は16.4%（同14.6%）、高校生は53.2%（47.9%）となっています。学年が上がるにつれて、不読率が上昇する傾向がみられます。

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第二条）であり、子どもの読書活動を社会全体で支援するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、国では、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、基本計画）が策定され、平成20年3月にはこの基本計画の成果を踏まえた第二期の基本計画、平成25年5月には第三期の基本計画が策定されました。

この間、平成17年7月には、読書活動に関わりの深い「文字・活字文化振興法」が成立し、翌18年には「教育基本法」が改正されました。これにともない、平成19年6月に「学校教育法」、平成20年6月に「社会教育法」及び「図書館法」の改正が行われました。平成19年の「学校教育法」一部改正には、義務教育の目標に関する規定の中に、「読書に親しませ」という文言が新たに盛り込まれ、その後、実施となった新しい幼稚園教育要領や保育所保育指針では、「絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうこと」、また、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の新しい学習指導要領では、「学校図書館の利活用を図り、読書活動を充実すること」が明記されました。国会の議決により、「文字・活字文化振興法」の制定・施行5周年にあたる平成22年が「国民読書年」に定められ、読書推進に向けた機運の醸成のため、読書年にちなんだ様々な行事や取組が行われました。

本県においては、平成16年3月に「和歌山県子ども読書活動推進計画（以下、「第一次計画」という。）」を策定し、子どもが自主的に読書活動を行い、生涯にわたって読書を楽しむ習慣を身に付けることができるよう推進してきました。

その後、平成21年3月に策定した「和歌山県教育振興基本計画」のめざす教育分野の将来像「未来を拓くひたむきな人間力を育てる和歌山」実現のため、その施策の一つとして、「ことばの力」の育成を掲げるとともに、第一次計画における成果と課題を踏まえ、平成21年3月に第二次計画を策定しました。また、望ましい読書習慣の形成や読書に親しむ文化的な環境整備を進めるため、学校図書館資料の充実に努めるとともに、読み聞かせや図書の寄贈など地域における読書に関する様々なボランティア活動や家庭における読書活動とも連携し、幼児期から子どもが読書に親しめる機会や環境の充実に取り組んできたところです。

今回の策定は、第二次計画期間における取組の成果と新たな課題を整理し、本県における今後の子どもの読書活動の総合的かつ計画的な行政施策を明らかにするとともに、学校・家庭・地域等が連携し、社会全体で読書活動に主体的に取り組むことができる環境づくりを進めるため、継続して推進する基本施策の見直しを行ったものです。県民の皆様には、この計画の示す方向性や施策について、御理解と積極的な参画をお願いするとともに、市町村に対しては、県との連携・協力を図りながら、一体的な施策の推進を期待します。

2 第二次計画期間における成果と課題

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

親支援プログラム「あったか子育て講座」の中で、家庭における読書の大切さについての講義を行い、子どもを交えての読み聞かせの実技演習等を実施しました。

このことにより、本を通じて親同士、また地域の読み聞かせグループとの交流を図ることができ、新たに読み聞かせグループのメンバーとして活動を始めの方々がでてくるなどの成果がみられました。

また、県内において乳幼児検診等の子どもと保護者が集まる機会を利用して、ブックスタート運動^(注1)等が18市町で実施されています。

子育て中の保護者も読書を楽しむひとときを持ち、子どもと一緒に読書に親しむ習慣を身に付けるなど、読書活動の重要性についての理解の促進を図ることが今後の課題です。

(注1) 赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などを手渡し、絵本を介して、心ふれあう時間を持つきっかけをつくる活動。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

ア 県立図書館における取組

児童図書、児童文学研究図書等、子どもの読書に関する資料を充実させました。

なかでも、「ふるさと応援寄附金」や「住民生活に光をそそぐ交付金」により、大型絵本や貸出できる図鑑類、ヤングアダルト図書(青少年向け)、紙芝居、郷土資料などを重点的に整備し、県内の学校や幼稚園・保育所、ボランティア団体を対象にしたセット貸出用の本を購入し、貸出に供しています。

平成23年10月からヤングアダルト図書(青少年向け)のコーナーを児童室から閲覧室へ移動し、中高生が手に取りやすく、一般書にも関心を持ち、今後の読書や調査研究につなげられるような利用環境としました。

平成8年度より開催しているボランティアによるおはなし会に加え、平成21年7月から司書による乳幼児を対象としたおはなし会「あかちゃんと絵本のへや」(注2)を開始し、絵本を紹介した『おさんぽノート』を年度毎に作成し、初回参加者に配布しています。

平成23年度からは「子ども読書の日」にあわせて年間特別展示を開始するとともに「こどもの読書週間」期間中(注3)に、展示資料の広報や展示資料を用いたおはなし会、夏休みにはスタンプラリーの形式での司書によるおはなし会やワークショップなどを行うと同時に、児童室で関係図書を展示するなどの行事を行っています。

館内での取組だけでなく、平成20年度からは積極的に出張講座(注4)を開始しました。「こどもの読書週間」期間中のおはなし会の内容を出張講座のおはなし会でアレンジするなどして、遠方で来館できない子どもたちにも楽しんでもらえるよう工夫しています。また、県立紀伊風土記の丘、県立博物館と連携した読み聞かせなどの事業も行いました。

図書館ウォッチング(注5)は、平成20年度から学校を対象にスタートし、平成21年度には夏休みに小学生の親子を対象とした図書館ウォッチングを行いました。その後、徐々に対象を広げています。

障害のある子どもへのサービスとして、DAISY図書(録音図書)や、LLブック(注6)を購入し、特別貸出制度の周知に伴う館内掲示等を行いました。郵送貸出や外部ボランティアの協力を得て、対面朗読も行っていましたが、必要とする方への周知が今後の課題です。

図書館評価委員会を年2回(6月と10月)開催し、平成23年度実績と平成24年度の目標事項をホームページ上に公開しました。

また、平成22年、平成24年に図書館アンケートを実施し、利用者の動向やニーズについて調査を行いました。その結果をもとにさらなるサービスの向上をめざしています。

イ 市町村立図書館・図書室における取組

県内の市町村立図書館設置率は60%であり、47都道府県中40位（平成24年4月1日現在）となっています。市部では100%となっていますが中山間部町村の設置率が低い状況です。図書館の設置がなかなか進まないのは、町村の財政事情が厳しいことや図書館建設の機運の醸成が進んでいないことが考えられます。

このような厳しい状況の中でも、県内においては、図書館の新築や、首長部局等と連携してのブックスタートの実施、図書館サービスを自治体内にくまなく浸透させるための移動図書館の運行や電子図書館サービスの導入など、子どもが本に親しむための多様な機会やサービスの提供に取り組んでいます。

また、県内の全ての公立図書館で、子どもが本に親しむきっかけとなるおはなし会が定期的に行われています。おはなし会は子どもに本の魅力を伝える機会として大きな役割を果たしています。

今後も読書を子どもの身近なものとして定着させるため、市町村立図書館・図書室をはじめとする地域の施設と、ボランティア団体等が連携しながら、おはなし会の実施やブックリストの配布など、子どもが本に親しむ環境を整えていくことが必要です。

公立図書館と学校との連携において、公立図書館資料の学校への貸出は、公立小学校115校、公立中学校20校、公立高等学校21校で実施されています。また、公立図書館との定期的な連絡会が実施されている学校は、公立小中高等学校で計16校、公立図書館司書等による学校への訪問は、公立小中高等学校で計23校となっています。（平成24年度学校図書館の現状に関する調査より）

今後は、資料を中心とした連携に加えて、学校訪問による読み聞かせや学校図書館の環境整備の支援、司書教諭や学校図書館担当職員等との交流の場を設けて相互の情報交換を行うなどの連携が求められます。

(注2) 平成21年度より乳幼児サービスの充実のために開始した県立図書館職員によるおはなし会

(注3) 平成23年度は年間特別展示「外国語の絵本に親しもう」を開始するとともに、「キノピー」（紀の国ふるさとづくりマスコットキャラクターで第62回全国植樹祭のシンボルキャラクター）を招いて展示資料の広報を行い、平成24年度は年間特別展示「小学校国語の教科書で紹介されている本」を開始するとともに、展示資料を用いたおはなし会を実施しました。

(注4) 県立図書館司書が行う専門性を生かした講座

対象：幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教職員、保育士、保護者、保育所児・幼稚園児・小学生、中学生、高校生、地域ボランティア

内容：おはなし会、ブックトーク、絵本の読み聞かせ・ブックトークの仕方、紙芝居の作り方・演じ方、本の整理や修理の仕方、絵本や読書についての講習

(注5) 子どもが普段入ることのできない書庫の見学や司書の仕事を体験する取組。

(注6) スウェーデン語のLättlästの略語「わかりやすく読みやすい本」のこと。写真や絵が多くわかりやすい文章で書かれた本。

<取組事例>

(ア) 田辺市立図書館

2,004平方メートルの広々とした空間により、各種書架コーナー、郷土資料コーナーのほか、児童書架、えほんのへや、子育てひろばなど、子どもを連れてきても安心できる充実した設備や蔵書と、歴史民俗資料館を併せ持つ文化教育の拠点として、平成24年2月に新築移転しました。

新築移転に際し、世代を超えた交流の場となることを掲げ、各種講演会、交流ホールでの展示会なども積極的に開催しています。

また、本館をはじめ分室での独自のおはなし会や移動図書館車の小学校への巡回などを実施するとともに、小学校と公民館が連携した読み聞かせ講座への講師派遣や、近隣中学校が進めている本との出会いを通じた夢実現学習※に協力するなど、読書を通じた学社融合にも取り組んでいます。

※夢実現学習とは

「3TB（地域・東陽中学校・図書館・BOOK）プロジェクト」として、3学年の国語科の授業の中で、図書館司書が「ブックトーク」を行い、生徒が興味を持った本の感想を「本の帯」の形でまとめ、図書館で展示しています。

(イ) 岩出市立岩出図書館

家庭・地域に向けての取組として、図書館ボランティア等と連携しながら、英語による読み聞かせを含めたおはなし会や子ども向けのイベント、子ども用ウェブサイトの作成などを実施し、子どもたちに様々な本との出会いの場を提供するとともに、市内保育所等への訪問おはなし会では、保護者に対して、家庭における読書の大切さを啓発しています。また、家族ふれあい読書推進事業として、「うちどくノート」を作成し、市内小・中学校と連携しながら、家庭力の向上と子どもの読書活動の活性化に努めています。

学校に向けての取組として、図書館利用カード作成の案内、団体貸出、中学生職場体験の受入、夏休み期間中の高校生ボランティアの受入、市内小・中学校、高等学校への新刊本やイベントの案内など、読書に対する興味・関心を広げる取組を行っています。

(ウ) 有田川町立金屋図書館

和歌山県内でも早くにブックスタートを実施し、乳幼児サービスを先駆的に実践しています。同町では4つの図書館（室）に加え、移動図書館車「ひまわり号」の巡回を実施し、毎月管内の小学校並びに医療施設を拠点に館外サービスにも力を注ぎ、

子どもへの読書環境の拡充を図っています。また、読み聞かせや絵本作家によるワークショップ、電子図書館サービスなど多角的に子どもと本をつなげる機会の充実に取り組んでいます。

<公立図書館の状況>

	市町村立図書館 設置率	県内公立図書館 蔵書冊数	県内公立図書館 貸出冊数
平成20年度末	60%	2,740千冊	3,456千冊
平成24年度末	60%	3,154千冊	3,730千冊

(3) 学校等における子ども読書活動の推進

ア 幼稚園・保育所等

幼稚園や保育所等において、保育者による絵本の読み聞かせは、想像力、情操面、思考力を育むことや、言葉の獲得等に重要な役割を果たしています。そのため、保育の中によく取り入れられています。また、各園・所において、絵本の貸出等を行い、保護者に対する読み聞かせの重要性等の啓発を行っています。

幼稚園・保育所等の職員の資質向上を目的とし、比較的若年の保育者を対象に、「絵本」に関する内容をテーマに研修会（年1回）を実施しています。

絵本の読み聞かせや絵本の選定等に関する研修会の充実により、保育者の資質向上につながっていると考えています。

(参考) 平成24年度講師・・・児童書専門店職員

平成25年度講師・・・県立図書館職員

内容・・・絵本のもつ意義や選定についての講義及び絵本の読み聞かせの実技等

研修会や研究会の中で、保育の活動例として、絵本に関する内容を紹介すること等を通して、間接的に絵本や図書館活用につなげています。

例) 保育の中で図書館へ出向く、預かり保育で長期休業期間中に地域の図書館を利用する例が研修会で紹介されるなど、園内の保育だけでなく、園外活動にも取り入れられています。

例) 異年齢交流で、小・中・高校生による読み聞かせや、地域のコミュニティが充実しているところでは、幼稚園の読書活動に地域の大人が入り、絵本の修理や園児一人一人に対応した読書活動を行っています。

各園・所における子育て支援の充実の意味からも、絵本のもつよ

さや読み聞かせの重要性について、さらに啓発する必要があります。

イ 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等

(ア) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

○読書習慣について

平成25年度全国学力・学習状況調査によると、家や学校で平日に読書を全くしない県内の子どもの割合は、公立小学校6年生で25.7%（全国平均20.8%）、公立中学校3年生で42.9%（全国平均36.0%）と高くなっています。また、学校図書館・学校図書室や地域の図書館へほとんど又は全く行かない子どもの割合は、公立小学校6年生で35.9%（全国平均29.4%）、公立中学校3年生で63.0%（全国平均58.0%）と高くなっています。いずれも小学校から中学校へ進むにしたいが、読書離れの傾向がみられます。

○一斉読書活動等について

平成24年5月1日現在、県内の公立小学校224校（88.2%）、公立中学校106校（84.1%）、公立高等学校16校（42.1%）で全校一斉の読書活動が実施されています。また、図書の読み聞かせを行っている公立小学校の割合は、92.1%を占めています。一方、学校における必読書コーナーや推薦図書コーナーの設置率、目標とする読書量の設定率は、全国平均に比べると低く、小学校・中学校・高等学校等の各学校段階において、児童生徒の読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるための取組を推進する必要があります。

平成20年度の調査では公立高校の43.9%で全校一斉読書活動を行っており、その活動はほぼ横ばいの状況です。高等学校においても、実施割合の向上に向けて取り組んでいきます。

全校一斉読書以外の公立高校の取組としては、「図書の読み聞かせ」が5校、「ブックトークを実施」が2校、「推薦コーナー等を設置」が17校、「目標とする読書量」の設定が3校、「校種間の連携による取組を実施（高校生読み語りボランティア等）」が15校で実施されています。生徒の読書習慣を身に付けさせるためには、各学校において、「目標とする読書量」の設定を生徒にたてさせる等の取組を、さらに推進していく必要があります。

(イ) 障害のある子どもの読書活動の推進

平成24年5月の学校図書館の現状に関する調査によれば、県内の特別支援学校の全校一斉読書の実施は、中学部、高等部それぞれ1校のみに留まっています。

しかし、全校一斉読書以外の取組は、子どもの障害の状態や興味関心に応じて行われています。

蔵書や機器の活用については、和歌山盲学校において点字図書、

拡大図書の導入が進められている等、子どもの障害の状態や興味関心に応じた図書の導入が各学校で行われています。また、電子黒板やパソコン、ページめくり等の操作性に配慮したタブレット等の機器を活用した読み聞かせが行われるなど、ICTを活用した取組が進められています。

障害のある子どもたちの中には、集団での読み聞かせよりも、一人で本を読む方が充実した読書活動となる子どもたちもいます。障害のある子どもの読書活動を推進するためには、一人一人の「聞く」「読む」等の実態を把握した上で個に応じた目標を設定し、取り組む必要があります。

また、子どもの障害の状態に応じた蔵書や環境の整備、ICTの活用を推進し、個に応じた読書活動を、更に充実させていく必要があります。

(ウ) 家庭・地域の連携による読書活動の推進

本県では「地域共育コミュニティ」(注7)の形成に努めており、保護者や地域のボランティア等による図書の保存整理・修繕や貸出業務、定期的な読み聞かせ等、子どもの読書活動を支援する活動が充実しており、学校が地域コミュニティの中心的役割を担うためにも地域のボランティアの積極的活用が望まれます。

しかし、学校図書館の地域開放などには、まだまだ課題も多く、効果的な運用を考えていく必要があります。

(エ) 学校図書館の機能強化

新学習指導要領では、「言語活動の充実」が大きな柱となっており、今後さらに学校図書館の「学習・情報センター」としての機能の充実が求められ、それに応じていくことが読書活動の推進につながります。

(オ) 学校図書館の資料、設備・施設等の整備・充実

○学校図書館図書標準の達成状況について

平成24年5月1日現在、学校図書館図書標準の達成校の割合が、県内公立小学校は63.5%で全国平均56.8%を大きく上回る一方、県内公立中学校は41.6%で全国平均47.5%には至りませんが、改善傾向にあります。一方、刊行後10年以上経過している古い百科事典や図鑑の割合は全国平均に比べて高い状況にあります。

(注7) 県教育委員会では、平成20年度から、学校・家庭・地域が一体となって、子どもの「育ち」と「学び」を支え、地域ぐるみの教育を推進するとともに、人と人のつながりを再構築するための仕組みとなる「地域共育コミュニティ」づくりを県内全域で進めています。「きのくに共育コミュニティ」は各「地域共育コミュニティ」の総称であり、「共育」は、「子どもも大人も共に育ち、育て合う」という願いを込めてつくったことばです。

○学校図書館の蔵書データベース化の状況について

平成24年5月1日現在、県内の公立小学校96校(37.8%)、公立中学校61校(48.4%)、公立高等学校36校(94.7%)、特別支援学校9校(87.3%)でデータベース化が行われています。高等学校、特別支援学校は、全国平均を上回っていますが、小中学校では全国平均を下回っています。小中学校において学校図書館の各種資料の検索や管理が行いやすいデータベース化を進める必要があります。蔵書データベースを導入している公立高等学校は全体の94.7%であり、資料の検索や管理などが行いやすい環境が整ってきました。しかし、データベース登録が100%である学校は12校に留まっており、今後は蔵書登録100%になる学校の割合を増やしていく必要があります。また、学校図書館間や公立図書館・図書室とのネットワーク化はほとんど進んでいない状況です。

(カ) 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

○12学級以上で司書教諭発令学校数(公立小中学校) 117校/117校 100%

○12学級以上で司書教諭発令学校数(公立高校) 32校/33校 97.0%

○学校図書館担当職員の配置状況(公立高校) 35校/37校 94.6%
(平成24年度学校図書館の現状に関する調査より)

高等学校では、12学級以上の学校では、1校以外、司書教諭が配置されていますが、その割合が100%となるよう取り組んでいきます。また、学校図書館担当職員の配置に関しても、その割合が100%となるよう取り組んでいきます。

(4) 民間団体の活動に対する支援

「地域共育コミュニティ」における取組の一環として、読み聞かせや図書館運営支援などの図書ボランティア活動が行われており、県教育委員会では、図書修理等の講習会等を実施し、各地域での「地域共育コミュニティ」関係者による活動を支援しています。県立図書館においても、学校・幼稚園の保護者や図書館・図書室のボランティアを対象に、本の整理や修理の仕方、読み聞かせの方法などの講習を行いました。

(5) 啓発・広報等の推進

「子ども読書の日」に関する取組は、平成25年度では46事業が実施されています。また、市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定率は、平成24年度末の段階で46.7%(全国平均59.8%)、市においては7市77.8%(全国平均76.4%)、町村においては7町33.3%(全国平均45.3%)となっています。

「子ども読書の日」関連の取組及び推進計画の策定においては、地

域間における取組の差が大きく、今後の課題となっています。

県立図書館においては、ホームページやブログ（随時更新）、「図書館だより」（年4回発行）、メールマガジン（毎月発行）により、おはなし会・本の企画展示、イベントの開催、出張講座やウォッチングの様子など様々な情報を発信し、「県民の友」への掲載や資料提供も積極的に行っています。



第2章 基本方針及び推進体制

1 基本方針

国の基本方針と、本県の第二次計画期間における成果と課題を踏まえ、「子どもの読書活動」をめざし、次の3点を基本方針として引き続き取り組みます。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

読書活動は、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることにつながるなど、「生きる力」の育成に欠かせないものです。子どもが自主的に読書活動を行えるよう、家庭、地域、学校において、子どもの身近に本がある環境をつくり、読書に親しめるようにすることが重要です。そのため、子どもの発達段階に応じて、子どもが読書の楽しさを知るきっかけや、読書に親しむ機会を提供し、施設・設備や人的環境の整備・充実を図ります。

(2) 家庭、地域、学校の連携による社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校が担うべき役割を果たすとともに、社会全体での取組が必要です。そのため、周りの大人に対し、読書の重要性についての理解を促すとともに、保護者や学校、公立図書館等の関係機関、民間団体等の連携・協力を進めます。

(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、読書の意義や重要性について人々の間に広く理解と関心を深める必要があります。このような観点から、子どもの読書活動を推進する社会的な気運が高まるよう、啓発・広報に努めます。

2 推進体制

子どもの読書活動を効果的に推進するためには、学校、家庭、地域を通じた社会全体での取組が必要です。それぞれが担うべき役割を果たすとともに、子どもの読書活動関わる図書館、学校、民間団体、ボランティアなどが連携し、相互に協力しながら継続的に子どもの読書活動を推進していく体制を整備していくことが大切です。

(1) 県における推進体制

県教育委員会、知事部局、関係機関の密接な連携を図るとともに、市町村、民間団体等との連携をさらに深め、施策を総合的、計画的に推進します。

(2) 市町村との連携・協力体制の強化と推進計画策定の働きかけ

県と市町村がそれぞれの役割を担いながら、相互の連携・協力体制の強化に努めます。

県内市町村において、各地域の実情に応じて実施している様々な子どもの読書活動に関する情報を各市町村に提供し、市町村相互の連携・協力体制が積極的に推進されるよう支援します。

また、子ども読書活動推進計画の未策定の市町村に対して、各市町村の実情を踏まえながら、地域の特性を生かした子ども読書活動を推進する計画づくりを策定するよう支援します。

(3) 民間団体との連携・協力の促進

民間団体が主体性を持ちつつ、それぞれの団体の活動内容が充実するよう、相互に連携・協力を図るよう努めます。



第③章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

家庭は子どもの生活の基本の場であり、子どもが本と初めて出会う場でもあります。

子どもの読書習慣は、日常生活を通じて形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が配慮していくことが大切です。

家庭においては、子どもの発達段階に応じて、読み聞かせや、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出かけたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけをつくることが望まれます。また、定期的に読書の時間を設けるなどして、読書を通して感じたことや考えたことを話しあったりすることも大切です。

こうしたことから、各家庭において、子どもが本と出会い、本の楽しみを知り、読書習慣の定着が図られるよう、保護者から子どもに対する働きかけがなされることが求められます。

(2) 家庭における取組

家庭教育支援に関する講座、研修会等において、家庭における読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解の促進を図ります。

家庭教育支援関係者や保健師、図書館職員、ボランティア等を対象とした、子どもの読書活動や子どもの本についての知識や理解を深め、子どもと本を結びつける実技や理論を学ぶ研修の機会を提供します。

家庭における子どもの読書活動の推進を図るきっかけとして、県内市町において、教育委員会、図書館、保健所、保健センター、ボランティア団体等の様々な機関が連携・協力してブックスタート運動が実施されています。地域の実情に応じ、より多くの市町村で実施されるよう、情報提供や活動の支援に努めます。

子どもの生活の中に読書が位置付けられるよう、ブックスタート事業等を出発点にし、幼児期の読み聞かせ等から始まり、発達段階に応じた働きかけや子どもの興味・関心に応じた働きかけを行うとともに、保護者も一緒になって読書に親しむことを促進します。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 図書館の役割

図書館は、子どもにとって、多くの本の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知るとともに、調べ学習などの課題解決ができる場です。また、読書や調査研究など生涯にわたって自ら学ぶ場でもあります。保護者や子どもの読書活動を推進する団体にとっては、子

どもに読ませたい本を選び、子どもの読書について相談できる場です。

また、図書館は、子どもやその保護者を対象にした読み聞かせ会、講座、本の企画展示などを実施し、子どもの読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会や場所の提供など、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たします。

(2) 県立図書館における取組

ア 読書活動に関する情報提供

県立図書館では、地域における子どもの読書活動を推進するために、「図書館だより」やインターネットを活用したホームページ、メールマガジンにより定期的に情報を発信しています。また、ポスターやリーフレット、県の広報誌や報道機関への資料提供等により、司書やボランティア団体によるおはなし会、本の企画展示・展示図書の内容や各種イベントの開催等、子どもの読書活動の機会に関する広報を積極的に行うとともに、出張講座等の子どもの読書活動に関する様々な情報を発信します。

また、ホームページにおいて県立図書館が所蔵する児童・青少年図書及び乳幼児向けの図書の検索・予約などのサービスを行います。

イ 市町村立図書館・図書室や関係機関等との連携協力

(ア) 図書館相互や関係機関等との連携協力

県立図書館は、県内の読書環境の充実を図るため市町村立図書館・図書室、大学図書館等との連携協力を強化するとともに、蔵書情報の提供等により貸出サービスの充実に努めます。

また、県立博物館や県立近代美術館、県立自然博物館、県立紀伊風土記の丘など県立施設と引き続き積極的に連携協力し、地域における子どもの読書活動を推進する事業の共同開催などを行います。

(イ) 市町村立図書館・図書室への支援

市町村立図書館・図書室は、地域における読書活動の拠点施設であり、子どもにとって読書活動がより身近なものとなるよう整備していく必要があります。しかし、本県においては、平成24年末現在、30市町村のうち12町村においては、いまだ公立図書館が設置されていません。

県立図書館は県内全ての地域に充実した読書サービスを提供できるよう、市町村立図書館・図書室に対して協力貸出等による図書の援助、並びに子どもの読書活動を推進するための情報提供等の支援を行います。

また、図書館運営の相談や図書館職員研修の援助を行い、市町村立図書館・図書室の職員等が地域における子どもの読書活動を推進するための取組を独自に実践できるよう支援を行います。

図書館未設置町村に対しては、図書の貸出や子どもの読書活動を推進するための情報の提供を行い、より一層の支援を行います。

ウ 学校図書館との連携協力

県立図書館は、団体貸出^(注8)や学校協力貸出^(注9)などにより学校図書館への図書の支援を行います。また、平成23年12月から開始したセット貸出では、学習内容に応じた図書を的確に提供し、活用の充実を図るため広報に努めます。

また、出張講座を引き続き行うとともに、子どもの読書活動を推進する取組を学校図書館が独自に実践できるよう支援を行います。

エ 県立図書館の資料の充実

県立図書館を直接利用する子どもや保護者、子どもの読書活動を推進する団体、市町村立図書館・図書室、学校等の求めに十分応えるための資料の整備に努めます。

(ア) 児童図書

子どもが読書の楽しさを知り、想像力や知的好奇心、豊かな心を育むことができるよう、児童図書の計画的な収集・整備を図ります。また、子どもに対しての読み聞かせ等に活用できる大型絵本・紙芝居なども引き続き収集します。

(イ) 児童文学研究図書

児童文学等に関する解説書や研究書、読書への興味を広げるためのブックガイドや読書案内、読み聞かせやストーリーテリングなどの手法を学ぶための資料を収集します。

(ウ) ヤングアダルト図書

中学生や高校生が読書に親しめるよう、青少年が興味・関心をもつヤングアダルト図書の一層の充実に努めます。

(エ) 貸出文庫

県内市町村立図書館・図書室をはじめ、学校や子ども文庫等の団体に対する貸出用図書（貸出文庫）の一層の充実に努めます。



(注8) 県内公立図書館・図書室に1,000冊以内、学校・幼稚園・保育所、家庭文庫などに500冊以内を1年間貸し出すサービス

(注9) 学校・幼稚園・保育所、ボランティア団体等に20冊以内30日間貸し出すサービス

オ 児童サービスの充実

図書館ウォッチングや「あかちゃんと絵本のへや」をはじめとする司書やボランティア団体による子どもとその保護者を対象としたおはなし会の実施、本の企画展示など子どもの図書館利用の促進と本への興味を深めるためのサービスの充実を図ります。

カ 障害のある子どもへのサービスの充実

郵送貸出やボランティア団体と連携した対面朗読、特別貸出制度等のサービスの充実に努め、録音図書や点字図書、ＬＬブック等の資料の提供、バリアフリー関連設備や機器の充実を引き続き行います。利用の促進を図るため、より一層の広報に努め、障害のある子どもが利用しやすく、本に親しむことができる環境を整備します。

キ 図書館評価の実施

県立図書館の運営の改善と図書館サービスの向上を図るための項目と指標を設定し、年度毎の目標や達成度及び改善点等などの公表を引き続き行います。

その結果をもとに、業務の評価を行い、利用者サービスへの反映や蔵書充実の基礎資料として活用します。

(3) 県内市町村立図書館・図書室における取組

市町村立図書館・図書室においては、子どもが読書の楽しさを知り、本から様々な知識を得ることができるように、幅広い分野の本や情報を収集するとともに、地域における読書活動の中核施設として、子どもの読書活動に関する情報を発信していくことが求められます。児童・青少年用図書の整備、提供だけにとどまらず、児童・青少年を対象とした読み聞かせやブックトーク、保護者等を対象とした講座など児童・青少年の読書活動を促進するための様々な取組を実施することが望まれます。

また、ボランティアや民間団体等による地域での自主的な活動を通して、子どもが読書に親しむ機会が提供されています。市町村立図書館・図書室においては、地域でのボランティアや民間団体等の活動状況を把握し、おはなし会等を開催しようとする学校や地域施設等などへの情報提供や、活動の充実に対する支援が求められます。

さらに、地域の学校・幼稚園・保育所等の教育施設と連携協力体制を強化し、団体貸出等による資料の支援や図書館職員が学校等を訪問するなどの取組を積極的に行うことが求められます。また、司書等の専門職の配置を促すとともに、教職員やボランティアなどを対象に研修を実施していく必要があります。

図書館が身近にない地域における移動図書館の運行や地域の教育施設等への配本の実施、障害のある子どもが利用しやすい環境の整備等、よりきめ細かな児童サービスの充実を図ることが望まれます。

また、図書館システムの導入による図書情報のデータベース化はもとより、来館者が利用できるインターネットや利用者用端末（OPAC）などの活用により、図書館における子どもの主体的な読書活動の環境をより充実したものとするとともに、ホームページの開設やメールマガジンの発行等インターネットの活用とブックリストの配付等をあわせて、子どもの読書活動に関する積極的な広報、情報提供により利用促進を図ることが重要です。

県においては、図書館未設置町村に対して、図書館が果たす役割の重要性についての認識を深めてもらうための指導・助言等を行い、図書館設置の機運を醸成し、その整備を促します。公立図書館の設置市町に対しては、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日文科科学省告示第172号）に基づき、児童・青少年の利用を促進するための専用スペースの確保や、児童・青少年、乳幼児とその保護者に対するサービス等の充実に努めるよう促します。

3 学校等における子ども読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育所等

ア 子どもの読書活動の推進における幼稚園・保育所等の役割

幼稚園教育要領及び保育所保育指針に、「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう。」と明記されています。そうしたことから、各園・所において、絵本や物語に親しむ活動の充実が求められています。

また、園児や未就園児の保護者に対する読み聞かせ等の大切さや意義の広報、異年齢交流における読み聞かせ等、子どもが絵本にふれる多様な機会を提供する役割も期待されています。

イ 幼稚園・保育所等における取組

(ア) 絵本や物語に親しむ活動の充実

幼児期に絵本や物語の楽しみを十分味わうことが、その後の読書習慣を形成する上で重要であることを踏まえ、各園・所において積極的に絵本や物語などに親しむ活動を行うよう促します。そのため、子どもの興味や発達段階に応じた図書の選定や効果的な絵本の活用等、保育者の絵本に対する理解の促進に努めます。

(イ) 保護者への啓発

幼児が絵本や物語に親しむ上で、家庭で読み聞かせ等を行うことが重要であることから、保護者に対して読み聞かせの大切さや意義についての理解を図るため、幼稚園や保育所等での啓発を促します。

(ウ) 異年齢交流

小・中学生・高校生や地域ボランティアが、幼稚園・保育所等の

幼児に読み聞かせを行うなど、異年齢交流において子どもが絵本にふれる機会が増えるよう促します。

(2) 小学校・中学校・高等学校等

ア 子どもの読書活動の推進における学校の役割

児童生徒の読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。学校教育法21条において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。

児童生徒が、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、児童生徒が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められます。

また、平成20年及び21年に公示された学習指導要領においては、各教科等の学習を通じて言語活動を充実することが重視されており、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められています。

イ 学校における取組

(ア) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小学校・中学校・高等学校の各学校段階において、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書を紹介、読書経験の共有により、様々な図書にふれる機会を確保することが大切です。

小学校・中学校においては、平成25年度学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査によると、1か月に1冊も読まない児童生徒の割合は、県内の公立小学校6年生で16.8%（全国平均11.5%）、公立中学校3年生で36.4%（全国平均26.7%）と高く、小学校から中学校へ進むにしたがい、読書離れの傾向がみられることから、県内の多くの学校で実践されている全校一斉読書や読み聞かせなどの読書活動の取組を一層充実させます。

高等学校においては、公立高等学校における全校一斉読書活動の実施状況は「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）では42.1%でした。前回の平成20年度の調査では43.9%であり、その活動はほぼ横ばいの状況です。全校一斉読書以外の取組としては、「図書の読み聞かせ」や「ブックトークの実施」、「目標とする読書量の設定」等、様々な取組がなされていますが、その取組状況は、まだ十分とは言えず、それぞれの活動をさらに推進させていく必要があります。

また、学校において推薦図書コーナーを設けたり、「ビブリオバトル」や「ポップ作成」等の取組を通して児童生徒が相互に図書

を紹介し、様々な分野の図書にふれる機会を増やすこと等により、児童生徒が学校や家庭における読書習慣を確立し、読書の幅を広げる取組を促します。

各学校においては、様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど、多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置付けることにより、国語科を中核としつつ、全ての教科等を通じて読書指導を推進することが大切です。そのためには、司書教諭や学校図書館担当職員のみならず、全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要です。各学校における職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実に努めます。

(イ) 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験するためには、一人一人の障害の状態や特性を踏まえた選書や読書環境を工夫することが必要です。点字図書やデージー図書等、障害の状態や特性に応じた図書や、パネルシアターやICT・支援機器を活用した読書活動についての情報提供を行い、一人一人に応じた読書活動の推進を図ります。

また、子どもの身近な生活に即した読み聞かせやボランティア等による読書支援、学校における図書委員会活動の事例等を紹介し、子どもが読書に対する意欲や関心を高められる取組を推進します。

(ウ) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

児童生徒の読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで児童生徒の読書活動を推進することが重要です。

「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）によると、平成24年5月現在、県内の公立小学校の57.1%、公立中学校の19.8%、公立高等学校の10.5%で、保護者や住民によるボランティア活動が行われています。

多様な経験を有する地域の人々の協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動に資する様々な活動を推進していくことが可能になります。このため、読み聞かせ活動、学校図書館に関する広報活動、図書館蔵書情報のデータベースの作成などの活動について、地域のボランティア等の人材が十分活動できるよう支援していきます。

(3) 学校図書館の機能強化

学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし豊かな心を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たす必要があります。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められており、学校図書館が学校教育の中核的な役割を果たせるよう機能の強化に努めます。

ア 学校図書館の資料、施設等の整備・充実

(ア) 学校図書館資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくため、そして、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において様々な教育活動を展開していくためにも、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要です。

国においては、学校図書館の機能強化を図るため、平成24年度から平成28年度までを期間とする「学校図書館図書整備5か年計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書の更新を行うことや学校図書館への新聞配備のための地方財政措置が講じられています。「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)によると、平成23年度末の学校図書館図書標準の達成率は、県内公立小学校で63.5%、公立中学校で41.6%となっています。平成24年5月現在、学校図書館に新聞が配備されている割合は、公立小学校で14.6%、公立中学校で10.3%といずれも低く、新聞を活用した学習を行うための環境が十分に整備されていない状況にあります。これらのことを踏まえ、国が定める学校図書館図書標準の達成とともに、古くなった図書の更新を含む学校図書館資料の計画的な整備や新聞配備の充実を促していきます。

また、公立図書館等が行っている図書の学校貸出等のサービスの積極的な利用の促進を図ります。

(イ) 学校図書館施設の整備・充実

学校図書館施設については、各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境についてモデルとなる事例を紹介するとともに、各学級における読書活動を視野に入れた環境整備を促していきます。

(ウ) 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデ

ータベース化したり、他校の学校図書館や図書館とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備が可能になります。

平成25年5月現在、児童生徒が使用可能なコンピューターを整備している県内学校図書館の割合は、公立小学校23.2%、公立中学校19.0%、公立高等学校76.3%、特別支援学校16.0%となっています。また、学校図書館の図書情報をデータベース化している学校は、公立小学校37.8%、公立中学校48.4%、公立高等学校94.7%、特別支援学校81.8%であり、小中学校においては全国平均より低い状態にあります。学校図書館図書情報のデータベース化を促進し、各種資料の検索や管理を行いやすい環境の充実に努めるとともに、県立学校では、学校図書館間及び公立図書館・図書室とのネットワーク化にも努めます。

イ 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

児童生徒の読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ、学ぶことを教える大人の存在が重要です。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで学校図書館はより一層その機能を発揮することが可能になります。学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップのもと、司書教諭が中心となり、教員、学校図書館担当職員、ボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要です。

(ア) 司書教諭の配置

平成25年度12学級以上の学級を有する県内の公立小中学校の全てに司書教諭が配置されています。また、県立高等学校は96.7%、特別支援学校は84.6%の配置となっています。

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画・指導、教育課程の編成・展開に関する他教員への助言等、中心的な役割を担うことから、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図ります。

(イ) 学校図書館担当職員（学校司書）の配置

学校図書館活動の充実を図るためには、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員である学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効です。

学校図書館担当職員の配置については、県立高等学校では、全てに（統合中の学校は1校とみなしている）、また、特別支援学校においては、3校に配置されています。なお、市町村については、平成24年度より新たに地方交付税措置が講じられていることを踏まえ、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するための学校図書館担当職員の配置を働きかけます。

4 民間団体の活動に対する支援

(1) 子どもの読書活動の推進における民間団体の役割

民間団体による読み聞かせやおはなし会など、地域での自主的な活動を通して、子どもが読書に親しむ機会が提供されており、今後ともその役割が期待されています。

また、民間団体が相互に連携・協力を図り、学校、地域との連携を深めていくことは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、子どもの読書活動のより一層の活性化につながるため、子どもと本をつなぐ全ての人の連携・協力を図るため、体制の整備が必要とされています。

(2) 民間団体の活動に対する支援

民間団体等を含めた、読書活動団体のネットワークづくりや研修の機会を提供し、子どもの読書活動を推進する活動がさらに広がり充実していくよう支援します。また、国の「子どもゆめ基金」等の助成制度を活用しながら、民間団体が行う子どもの読書活動や、読み終えた図書を寄贈する「リサイクル図書寄贈ボランティア活動」、家庭文庫、民間図書館等の取組を支援します。

県立図書館は、図書館ボランティアの読み聞かせ等の実践機会や場所、活動に使用する図書の提供を行います。一方、県内各地域の図書館や学校・幼稚園・保育所で活動している保護者や子どもの読書活動を推進するボランティア団体等への団体貸出や自主研修の支援を行い、団体等からの子どもの読書に関する相談に応じます。

5 普及啓発活動

(1) 普及啓発活動の推進

ア 「子ども読書の日」を中心とした普及啓発の推進

「子ども読書の日」（4月23日）は「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に設けられたものです。

「子ども読書の日」関連の取組においては、地域間における差があります。各地域の実情に応じて「子ども読書の日」関連の取組が実施されるよう支援していきます。

県立図書館では「子ども読書の日」にあわせて年間特別展示を開始するとともに、「こどもの読書週間」期間中、その展示資料に関

連した読み聞かせやワークショップなどを引き続き実施するとともに、ポスターの掲示やホームページ等を通じて普及啓発を図ります。

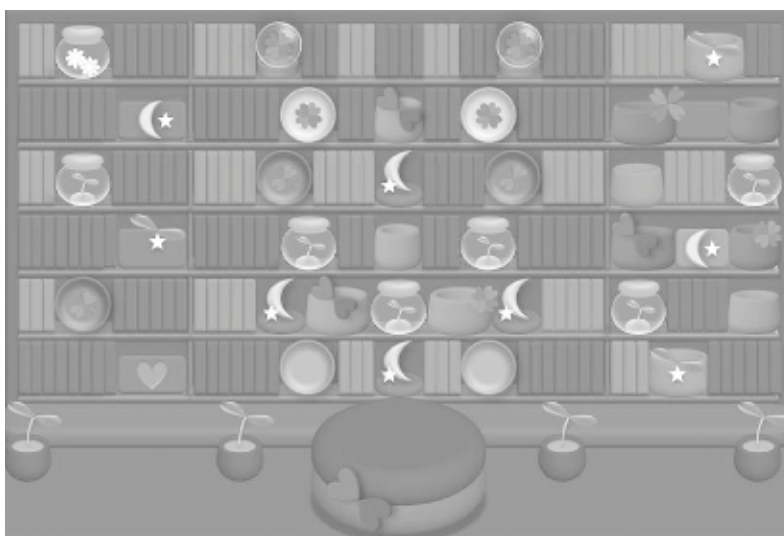
イ 各種情報の収集・提供

子どもの読書活動に対する県民の意識が高まるよう、県や市町村、市町村立図書館・図書室、学校、民間団体等の取組や実践例、連携・協力事例を収集し、県教育委員会が発行する教育広報紙「紀子良」や県教育委員会や県立図書館のホームページなどを通じて、学校や地域の優れた実践事例等を紹介し、子どもの読書活動の重要性や教育的意味についての理解を促します。

県立図書館では、子どもの読書活動に対する県民の意識が高まるよう、市町村立図書館・図書室、民間団体等の取組に関する情報を収集し、県民に提供します。

(2) 優れた取組の奨励及び優良な図書の普及

県立図書館はホームページやポスター掲示などにより、社会保障審議会が児童福祉文化財として推薦している図書などの情報提供を行います。



参 考 资 料

各市町村における「読書活動推進計画」の制定・実施状況 未就学児とその保護者に対する読書活動支援に関する調査

市町村名	各市町村における「読書活動推進計画」 の制定・実施状況 (平成25年10月現在)		未就学児とその保護者に対する 読書活動支援に関する調査 (平成25年9月現在)		
	策定 状況	策定期間	読み聞かせ の実施	ブックリスト等 の配布	ブックスタート 等の実施
和歌山市	有	平成25年3月	○	○	—
海南市	有	平成23年3月	○	○	—
橋本市	有	平成21年3月	○	—	○
有田市	有	平成23年1月	○	—	—
御坊市			○	—	—
田辺市	有	平成17年3月 一次計画策定 平成22年3月 二次計画策定	○	○	○
新宮市	有	平成24年3月	○	○	○
紀の川市			○	○	○
岩出市	有	平成20年3月 一次計画策定 平成25年3月 二次計画策定	○	○	○
紀美野町			○	—	—
かつらぎ町	有	平成24年10月	○	—	△
九度山町			—	—	△
高野町			○	—	○
湯浅町			○	○	○
広川町			○	—	○
有田川町		平成26年4月策定予定	○	○	○
美浜町			○	—	○
日高町			○	—	—
由良町			○	—	△
印南町	有	平成17年4月	○	—	○
みなべ町			○	○	○
日高川町			○	—	○
白浜町	有	平成21年6月	○	○	○
上富田町	有	平成22年4月	○	○	○
すさみ町	有	平成20年7月	○	—	—
那智勝浦町	有	平成24年4月	○	—	○
太地町			○	—	○
古座川町			○	—	△
北山村			—	—	—
串本町	有	平成22年4月	○	○	○
14市町策定			○：実施 △：検討中 ※本調査での未就学児は、0才から小学校の 就学年齢に満たない児童を表す。 ※九度山町は学校を中心にボランティアが読 み聞かせを実施。		

県・市町村立図書館施設一覽

(平成25年4月1日現在)

番号	施設名	設置年	延床面積 (㎡)	閲覧 席数	蔵書冊数	貸出冊数	巡回図書 の有無	障害者に対する配慮等 (EL:エレベーター)	職員数 (有資格者)
1	和歌山県立図書館	明治41年	10,984.00	110	696,310	428,641	無	WC、EL、車いす、車いす対応机、駐車場、玄関の誘導チャイム、点字ブロック、拡大表示、拡大読書器、自動書籍朗読システム、対面朗読室、拡大鏡、老眼鏡、大活字本、点字図書、録音図書、特別貸出(4週間)、郵送貸出	32 (14)
2	和歌山県立紀南図書館	昭和26年	1,100.00	72	208,072	120,592	無	WC、EL、駐車場、点字ブロック、点字案内、拡大表示、拡大読書器、自動書籍朗読システム、大活字本、特別貸出(4週間)、郵送貸出、玄関の誘導チャイム	8 (4)
県立合計			12,084.00	182	904,382	549,233			40 (18)
3	和歌山市民図書館	昭和56年	7,288.90	148	446,290	741,753	有	WC、EL、車いす、点字ブロック、スロープ、玄関の誘導チャイム、拡大鏡、老眼鏡、大活字本、点字図書、特別貸出(4週間)、郵送貸出	32 (30)
4	海南市児童図書館	昭和53年	212.00	1	24,681	176,280 (2館合計)	無	スロープ、大活字本 長期貸出(30日間)	3 (2)
	海南市下津図書館	平成9年	727.16	54	81,708		無	駐車場、スロープ、自動ドア、老眼鏡、大活字本、点字図書、長期貸出(30日間)、拡大鏡、拡大読書器	6 (1)
5	橋本市図書館	昭和51年	1,491.68	137	139,829	224,910	有	WC、EL、玄関スロープ、拡大鏡、大活字本、点字図書、録音図書(テープ)	7 (5)
6	有田市図書館	平成元年	695.00	24	76,195	71,320	無	WC、EL、駐車場、スロープ、点字ブロック、自動ドア、拡大鏡、大活字本、点字図書、録音図書、宅配サービス、音声・拡大読書器、老眼鏡	6 (2)
7	御坊市図書館	大正2年	589.00	50	80,217	119,463	無	WC、EL、駐車場、車いす、玄関スロープ、老眼鏡、拡大鏡、大活字本、点字図書、録音図書、宅配サービス	6 (2)
8	田辺市立図書館	明治33年	2,004.30	192	234,174	432,060	有	拡大読書器、大型活字本、点字図書、録音図書、車いす、EL、点字ブロック、WC、駐車場	21 (10)
9	新宮市立図書館	昭和23年	699.76	62	104,061	101,009	有	WC、スロープ、老眼鏡、拡大鏡、大活字本	7 (5)
10	紀の川市立打田図書館	平成17年	873.00	84	73,550	278,373 (5館合計)	無	WC、駐車場、車いす、スロープ、点字ブロック、自動ドア、バリアフリー床、朗読サービス室、大活字本、点字図書、録音テープ、広報誌	7 (4)
	紀の川市立粉河図書館	平成6年	205.60	17	18,490		無	WC、駐車場、スロープ、大活字本	1 (0)
	紀の川市立那賀図書館	昭和39年	140.00	17	14,639		無	WC、スロープ、大活字本、点字図書、録音テープ、広報誌	1 (0)
	紀の川市立桃山図書館	平成14年	317.50	19	37,907		無	WC、EL、スロープ、自動ドア、バリアフリー床、点字ブロック、点字案内、大活字本、点字図書	3 (1)
	紀の川市立貴志川図書館	平成6年	476.00	13	71,098		無	WC、駐車場、スロープ、自動ドア、点字案内、拡大鏡、大活字本、点字図書	3 (2)
11	岩出市立岩出図書館	平成18年	2,848.38	192	238,656 (2館合計)	335,244 (2館合計)	無	WC、車いす、車いす対応机、駐車場、点字ブロック、自動ドア、点字案内、拡大読書器、拡大鏡、大活字本、点字雑誌、対面朗読、郵送貸出サービス	6 (2)
	岩出市立駅前ライブラリー	平成9年	801.67	25			無	WC、EL、車いす対応机、スロープ、点字ブロック、点字案内、自動ドア、大活字本、郵送貸出サービス	1 (0)
12	かつらぎ町立図書館	平成6年	427.00	38	63,981	57,511	無	WC、EL、駐車場、スロープ、大活字本、点字図書	10 (1)
	かつらぎ町立図書館 花園分館	平成17年	57.00	10	4,286	330	無		2 (0)
13	湯浅町立図書館	昭和29年	860.00	41	34,428	27,823	無	WC、EL、駐車場、スロープ、点字ブロック、自動ドア、音声朗読器、拡大読書器、バリアフリー床、大活字本	3 (1)
14	有田川町立金屋図書館	平成17年	190.33	21	163,880	335,201	有	WC、EL、駐車場	1 (0)
15	美浜町立図書館 (友学の森)	平成8年	544.30	26	45,457	27,128	無	WC、EL、スロープ、自動ドア、大活字本、出前図書(宅配)	4 (1)
16	みなべ町立図書館 (ゆめよみ館)	平成12年	1,216.10	50	84,466	85,517	無	WC、EL、点字ブロック、拡大鏡、大活字本、点字図書、カセットテープ、老眼鏡	7 (5)
	みなべ町立図書館 上南部分館	平成16年	122.00	15	21,844	7,105	無		5 (3)
17	白浜町立図書館	昭和52年	291.00	32	54,822	58,137	無	玄関スロープ、大活字本、拡大読書器	6 (4)
18	上富田町立図書館	昭和55年	293.00	38	55,510	44,604	無	WC、玄関スロープ、自動ドア、拡大鏡	6 (1)
19	那智勝浦町立図書館	昭和54年	530.30	68	46,225	35,686	無		4 (2)
20	串本町図書館	大正14年	605.00	15	33,586	21,648	有	スロープ、大活字本、拡大読書器、CD文庫	7 (5)
市町村立合計			24,505.98	1,389	2,249,980	3,181,102			165 (89)
市町村立1館平均			942.54	53.4	86,538	122,350			6.3 (3.4)

都道府県別図書館設置率

(平成24年4月1日現在)

順位	都道府県名	設置率	図書館数			
			計	県	市区	町村
1	富山県	100.0%	55	1	49	5
	石川県	100.0%	47	1	34	12
	福井県	100.0%	37	2	18	17
	滋賀県	100.0%	48	1	40	7
5	広島県	95.7%	84	1	70	13
6	鳥取県	94.7%	27	1	7	19
7	静岡県	94.3%	94	1	83	10
8	埼玉県	93.7%	157	3	133	21
9	岡山県	92.6%	63	1	48	14
10	東京都	91.9%	387	2	376	9
11	長崎県	90.5%	38	1	27	10
12	兵庫県	90.2%	94	1	84	9
13	山口県	89.5%	50	1	42	7
14	大分県	88.9%	32	1	29	2
15	神奈川県	87.9%	81	2	68	11
16	愛知県	87.0%	94	1	83	10
17	佐賀県	85.0%	29	1	20	8
18	栃木県	84.6%	50	2	36	12
19	茨城県	84.1%	59	1	52	6
20	大阪府	83.7%	140	2	134	4
21	福岡県	83.3%	114	1	83	30
22	岐阜県	81.0%	70	1	54	15
23	愛媛県	80.0%	44	1	38	5
24	徳島県	79.2%	29	1	16	12
25	島根県	78.9%	35	1	24	10
26	京都府	76.9%	65	2	58	5
27	新潟県	76.7%	71	1	67	3
28	岩手県	75.8%	46	1	32	13
29	山梨県	74.1%	52	1	38	13
30	三重県	72.4%	39	1	30	8
31	千葉県	72.2%	155	3	145	7
32	秋田県	72.0%	49	2	42	5
33	香川県	70.6%	28	1	22	5
34	鹿児島県	69.8%	64	2	48	14
35	宮崎県	69.2%	30	1	18	11
36	長野県	68.8%	111	1	75	35
37	群馬県	65.7%	54	1	42	11
38	高知県	61.8%	34	1	22	11
39	奈良県	61.5%	31	1	18	12
40	宮城県	60.0%	41	1	30	10
	山形県	60.0%	35	1	25	9
	和歌山県	60.0%	28	2	15	11
43	沖縄県	56.1%	37	1	24	12
44	熊本県	55.6%	47	1	32	14
45	北海道	55.3%	143	1	68	74
46	青森県	55.0%	36	1	18	17
47	福島県	49.2%	60	1	43	16
	全国	74.6%	3,214	60	2,560	594

※『日本の図書館』2012より

平成24年度県内学校図書館の現状に関する調査

(1) 全校一斉の読書活動の実施状況

(平成24年5月1日現在)

	全校一斉の読書活動を実施している学校数	県内の割合	全国平均	実施状況				実施頻度				
				始業前に実施	授業中に実施	昼休み・放課後に実施	その他	毎日実施	週に数回実施	週に1回実施	月に数回程度実施	その他
小学校	224	88.2%	96.4%	172	8	11	33	80	88	55	1	0
中学校	106	84.1%	88.2%	97	2	4	3	85	13	2	0	6
高等学校	16	42.1%	40.8%	8	5	0	3	7	1	0	0	8

(2) 全校一斉読書以外の読書活動推進のための取組の状況

	全校一斉読書以外を実施している学校数	県内の割合	全国平均	具体的取組（複数回答あり）							学校図書館に関する広報活動を実施している
				図書のかみか	ブックトを実施	必読書コーナー、推薦図書コーナーを設置	目標と読書の量を設定	校種間の連携による取組の実施（中学生に読ませる等）	家庭における読書の支援（親子の読書会等）	その他	
小学校	247	97.2%	97.9%	234	43	141	53	26	46	17	50
中学校	62	49.2%	73.9%	21	10	40	9	9	7	10	53
高等学校	23	60.5%	70.0%	5	2	17	3	15	0	9	36
特別支援学校											
小学部	8	80.0%	76.1%	6	1	3	0	2	0	0	4
中学部	7	70.0%	68.6%	5	1	3	0	1	0	0	4
高等部	7	63.6%	63.0%	5	1	3	0	1	0	0	4

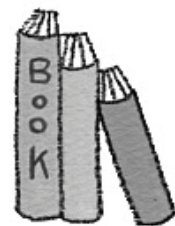
(3) 蔵書のデータベース化の状況

	蔵書をデータベース化している学校数	県内の割合	全国平均
小学校	96	37.8%	64.1%
中学校	61	48.4%	65.1%
高等学校	36	94.7%	87.2%
特別支援学校			
小学部	9	90.0%	46.8%
中学部	9	90.0%	46.2%
高等部	9	81.8%	46.1%

(4) 連携・協力の状況

	公共図書館との連携状況						
	公共図書館との連携を実施している学校数	県内の割合	全国平均	内訳（複数回答あり）			
				公共図書館との定期的な連絡の実施	公共図書館司書等による学校への訪問	その他	
小学校	139	54.7%	76.5%	115	9	17	21
中学校	24	19.0%	49.8%	20	2	5	2
高等学校	22	57.9%	46.5%	21	5	1	2
特別支援学校							
小学部	2	20.0%	37.9%	2	0	0	0
中学部	2	20.0%	35.4%	2	0	0	0
高等部	2	18.2%	34.2%	2	0	0	0

	ボランティアの活用状況							
	ボランティアを活用している学校数	県内の割合	全国平均	内訳（複数回答あり）				
				配架や貸出・返却業務等、図書館サービスに係る支援	学校図書館の書架見出し、飾りつけ、図書の修繕等支援	読み聞かせ、ブックトーク等、読書活動の支援	学校図書館の地域開放の支援	その他
小学校	145	57.1%	81.2%	22	55	126	2	0
中学校	25	19.8%	27.2%	8	10	11	2	4
高等学校	4	10.5%	2.9%	1	0	3	1	0
特別支援学校								
小学部	3	30.0%	33.5%	0	0	2	0	1
中学部	2	20.0%	27.1%	0	0	1	0	1
高等部	3	27.3%	22.6%	0	0	2	0	1





MEMO

和歌山県子ども読書活動推進計画
(第三次)

平成26年3月発行

発行：和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL 073-441-3720 FAX 073-441-3724



再生紙を使用しています。
大豆インキを使用しています。